破産管財人変更

平成２３年（フ）第２４３号
横浜市磯子区久木町６番13号　武田荘２Ｆ
破産者　杉山　　啓
破産管財人　中尾　清孝が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　徳田　　暁
平成23年３月７日
横浜地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第７６０号
愛知県岡崎市小呂町字６丁目７番地１
破産者　立峯建装有限会社
１　期日　平成23年５月16日午後３時40分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月８日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
パナマ共和国　パナマ　マーベラ　アクイリーノ　デ　ラ　ガーディア　ストリート　バンコ　ジェネラル　ビルディング15階
破産者　ＳＮ　ＮＡＶＩＧＡＴＩＯＮ　Ｓ.Ａ.
１　期日　平成23年３月29日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年３月７日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第６５号
愛媛県喜多郡内子町立山4740番地　みどり苑201号
破産者　木村　直子
１　期日　平成23年４月28日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
平成23年３月８日　松山地方裁判所大洲支部

平成２０年（フ）第７８号
愛媛県西宇和郡伊方町二名津９番地
破産者　山西　忠雄
１　期日　平成23年４月28日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
３　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
平成23年３月８日　松山地方裁判所大洲支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３３号
石川県輪島市鳳至町鳳至丁114番地の１
破産者　有限会社池澄工業
異議申述期間　平成23年５月６日まで
平成23年３月７日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第３４号
石川県輪島市小伊勢町舞田４番地３
破産者　池澄　俊明
異議申述期間　平成23年５月６日まで
平成23年３月７日　金沢地方裁判所輪島支部

更生手続開始

平成２３年（ミ）第１号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原
代表者代表取締役　福田　恵温
１　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
２　主文　株式会社林原について更生手続を開始する。
３　管財人　松嶋　英機
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成23年５月20日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年７月５日から平成23年７月19日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年11月９日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ミ）第２号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原商事
代表者代表取締役　福田　恵温
１　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
２　主文　株式会社林原商事について更生手続を開始する。
３　管財人　松嶋　英機
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成23年５月20日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年７月５日から平成23年７月19日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年11月９日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ミ）第３号
岡山市北区下石井１丁目２番３号
更生会社　株式会社林原生物化学研究所
代表者代表取締役　福田　恵温
１　決定年月日時　平成23年３月７日午前11時
２　主文　株式会社林原生物化学研究所について更生手続を開始する。
３　管財人　松嶋　英機
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成23年５月20日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成23年７月５日から平成23年７月19日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成23年11月９日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成23年11月18日まで
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
静岡県伊豆の国市長岡1045番地の１
再生債務者　田中商会株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県沼津市市場町８番15号　平岩法律事務所　弁護士　平岩　哲行
平成23年３月４日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
長野県飯田市座光寺4601番地１
再生債務者　株式会社マルタ
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後２時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月７日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月16日から平成23年５月30日まで
長野地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第１１２号
東京都台東区秋葉原５番８号
再生債務者　株式会社インターナショナル・サーボ・データー
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成23年４月19日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成23年４月11日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成23年４月５日
平成23年３月３日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１９年（再）第５号
千葉市中央区中央４丁目10番12号
再生債務者　北葉地所株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成23年３月１日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係